

知的障がい者が安心して暮らせる環境の整備を求める意見書

障害者総合支援法が施行されて3年目を迎え、同法附則にある3年目の見直しが現在行われている。

見直しに当たっては、知的障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの提供について配慮することが必要である。

特に、知的障がい者の高齢化や障がいの重度化により、生涯を通じた24時間切れ目のない支援がますます重要となってきた。

よって、国におかれては、以上のような状況を踏まえ、全ての知的障がい者が安心して暮らせるよう、下記の事項について適切に対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 知的障がい者がより豊かな生活を享受できるよう、入所施設やグループホームの夜間における人員配置基準や報酬の見直しを図ること。
- 2 知的障がい者が一人ひとりの特性に合った必要な支援を受けられるよう、障害支援区分の判定方法の見直しを行うこと。
- 3 障害福祉サービスにおいて、人件費及び一般管理費は事業経営上、恒常的に必要とされるため、介護報酬については、安定的な報酬が受けられるようにすることで、優秀な人材を確保し、質の高い安定した福祉サービスが行えるようにすること。
- 4 障がい者が65歳になっても、介護保険ではなく、これまでと同じ障害福祉サービスが受けられるようにすること。

また、知的障がい者が障害福祉サービス事業所と契約を締結する場合において、障がいに合った適切なサービスが利用できるように、支給決定を行う市町村やサービスを提供する事業者が、障がい者に対し丁寧な説明を行うなど、十分に配慮するよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日

熊本県議会議長 松田三郎

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
厚生労働大臣	塩崎恭久様